明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○旧薬事法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**二）　一

〔告　示〕

○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律の規定により、政党事務所周辺地域を指定する件（**総務**一二、一三）　一

○消防法施行規則第四条の四第七項に規定する防炎登録表示者の公示に関する件（**消防庁**一）　二

○戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件（**法務**一四）　二

○日本国に帰化を許可する件（**同**一五）　二

○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（**財務**一五、一七、二〇、二一）　三

○国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示（**同**一六）　四

○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（**同**一八）　五

○国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（**同**一九）　六

○保安林の指定をする件（**農林水産**一二九～一三五）　六

○保安林の指定を解除する件（**同**一三六）　七

○運輸審議会から答申があった件（**国土交通**一〇）　八

○水路測量の実施に関する件（**海上保安庁**二一、二二）　八

○都市計画に関する件（**中国地方整備局**四）　八

○道路に関する件（**北海道開発局**四～一〇）　八

〔官庁報告〕

官庁事項

九州地方整備局公示（九州地方整備局）　一〇

〔資　料〕

閣議決定等事項　一〇

〔公　告〕

諸　事　項

官庁

財団、司法書士懲戒処分関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

特殊法人等

警察共済組合役員の就職、文部科学省共済組合定款の一部変更関係

地方公共団体

公債抽せん（東京都区）関係

会社その他

省　令

○厚生労働省令第二号

薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号）附則第五条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十九条の規定に基づき、旧薬事法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年一月十三日

厚生労働大臣　長妻　昭

旧薬事法施行規則の一部を改正する省令

薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第十号）附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二第六号中(604)を(605)とし、(8)から(603)までを(9)から(604)までとし、(7)の次に次のように加える。

(8)　（一S・二S・三R・四R）―三―［（一S）―一―（アセチルアミノ）―二―エチルブチル］―四―グアニジノ―二―ヒドロキシシクロペンタンカルボン酸（別名ペラミビル）及びその製剤

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○総務省告示第十二号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第三条第一項の規定により、衆議院議長の要請があったので、次の地域を政党事務所周辺地域として指定する。

平成二十二年一月十三日

総務大臣　原口　一博